

議案第124号

上越市下水道条例の一部改正について

上越市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

上越市長 中川 幹太

上越市下水道条例の一部を改正する条例

上越市下水道条例（昭和63年上越市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項の表中	「	1, 576. 30円	を	「	1, 669. 80円	に改める。
	81. 40円	86. 90円				
	195. 80円	210. 10円				
	222. 20円	238. 70円				
	253. 00円	284. 90円				
	313. 50円	346. 50円				
	72. 60円	78. 10円				
		」				

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、改正後の第22条の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。